

	問	答
1	Q: 個人事業主は補助対象事業者として認められるか？	A: 補助対象事業者には、旅館業法上の「旅館・ホテル営業」又は「簡易宿所営業」の許可を得た、「個人事業主」を含みます。
2	Q: 指定管理者は補助対象事業者として認められるか？	A: 補助対象事業者には旅館業法上の「旅館・ホテル営業」又は「簡易宿所営業」の許可を得た「指定管理者」または「市町村長」を含みます。 また、市町村長が旅館業法上の許可者である場合、指定管理者との共同申請としてください。共同申請が難しい場合、市町村長は、以下の文書の提出をすることにより、指定管理者と共同申請したものとみなします。 (追加提出文書) 指定管理協定書など建物の所有権や改修等の役割分担がわかる資料
3	Q: 今後、宿泊施設を設置し、旅館業法の許可を取得予定である場合は？	A: 交付決定時に指示する期限内に旅館業法上の営業許可を得ることを条件に補助対象事業者として認めます。
4	Q: 工事対象の建物が自社所有でない者からの申請は？	A: 交付決定時に指示する期限内に自社所有とすることを条件に補助対象事業者として認めます。
5	Q: ①誘客推進モデル事業については、ハード事業のみの申請が可能か？	A: ソフト事業と連動性のあるハード事業のみが対象となりますので、ハード事業のみの申請は認められません。(例: Wi-Fi整備のみ、工事のみの申請は認められません。)
6	Q: 事業収入とは？	A: 本事業実施にあたってモニター参加費等の個人負担部分の実費です。商品を実際に販売された後の収入は含みません。 申請時は見込みを記載し、実績報告時は、収入確定額を報告してください。 また、補助対象経費は、支出から事業収入を差し引いた額を対象としますので、ご注意ください。
7	Q: 対象となる事業者は県内の企業に限るか？	A: 県外の事業者の場合、①誘客推進モデル事業は「島根県内で旅館業法の規定に基づく「旅館・ホテル営業」又は「簡易宿所営業」を営む方」との共同申請が必須となります。 ②コンテンツ造成支援事業、及び③アドバイザー招請事業はどちらも「県内で事業を営む方」に限り対象となります。 県外事業者の方は、①～③いずれも県内事業者と共同で申請されるか、開発メンバーの一員として参画されるということを想定していますので、県内事業者の方にアプローチされて共同で事業実施されるということでしたら問題ありません。
8	Q: ②コンテンツ造成支援事業について県内産品を活用した「お土産品」の開発事業について対象になるか。	A: ②コンテンツ造成支援事業の主たる目的は、観光客向けの、宿プラン開発、着地型旅行商品開発、周遊プラン開発ですので、「お土産品」のみ単体での商品開発は対象となりません。ただし、観光客向けの旅行商品に付属する、お土産品開発や、食メニュー開発は対象となる場合があります。